

子育ての「コツ」を学ぶ 講座開催

ぜひご参加ください!

(共催 西宮市立子育て総合センター)

子育てってどうして難しいの? なぜ不安なの? 子どもはどうか叱ればいいのか? こんな悩みを持って子育てをしておられる方も多いのではないのでしょうか?...



(日時) 平成18年3月25日(土) 13時30分~15時30分
(場所) アプリ甲東 3階集会室
(テーマ) 子育てのコツを学ぶ
(講師) 津村 薫 氏 (女性ライフサイクル研究所スタッフ)
(対象) 子育て中の方、子育て支援活動者
(定員) 60名(定員になり次第締め切り)
(参加費) 無料
(申込み) 3月14日(火) 9時から電話でお申し込みください。

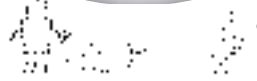
お申込み・お問い合わせは 地域福祉課まで
染殿町8の17 総合福祉センター内 ☎(0798) 34・3363

お気軽にご相談ください 障害者生活相談・支援センター『のまネット西宮』

平成18年4月より「障害者自立支援法」が施行され、障害者福祉サービスの体系と利用の手続きが大きく変わります。身体・知的・精神の3つの障害者福祉サービスが一元化され、利用者本位のサービス体系に再編されます。

＝障害者生活相談・支援センター『のまネット西宮』＝
《相談窓口開設日時》※ご相談は、電話でご予約ください。
木曜日以外の毎日(祝休日・第3日曜日を除く)
9時~17時(火・金は20時30分まで)
☎(0798) 37・1300 FAX 34・5858
染殿町8の17 総合福祉センター内

子育て 地域サロン



現在、市社協各支部・分区では、子育て中の親が気軽に参加でき、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換し合う身近な場として、子育て地域サロンを実施しています。



を図るため、教育委員会と市社協の協働で取り組んでいます。
今後、これらの事業の更なる充実を図っていきます。

各子育て地域サロンの情報は、市社協ホームページ http://www.n-shakyo.jp をご覧ください。
(お問い合わせ先) 地域福祉課 ☎(0798) 34・3363

介護の悩み 話してみませんか

市内には、認知症介護者の会「さくら会」と、さまざまな情報を得ることの多い「ひまわり会」の二つの介護者の会があります。
介護者の負担は、介護サービスで軽減できる部分もありますが、苦労や悩みのすべてが解消するわけではありませぬ。そのような介護の苦労は、介護をしている者同士が一番分かっています。

《定例会》
「さくら会」 第4金曜日 13:30~
「ひまわり会」 最終水曜日 13:30~
※「ひまわり会」3月は12:00
(会場) 両会とも主に総合福祉センター内(染殿町8の17)
《会費》両会とも年額1,200円(月額100円)

この情報誌は、一部(2冊セット)1,500円(郵送の場合別送送料必要)で配布しています。ぜひご利用ください。

リハビリをして自立を目指そう!



▲新春かくし芸大会



▲作品展

(お問い合わせ先) リハビリセンター
染殿町8の17総合福祉センター内
☎(0798) 34・1015

リハビリセンターでは、身体に障害のある人の生活改善、機能の維持向上、自立の促進等を図ることを目的に、機能訓練、創作的活動、社会適応訓練等を実施しています。
(利用方法)
\* 支援費制度受給者証をお持ちの18歳から64歳の方は、当身体障害者福祉センターと契約後、身体障害者デイサービス事業がご利用できます。
\* 16才以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、当センターの医師の診察により必要と認められた方は、リハビリセンター事業での訓練がご利用できます。(4月からは15歳以上の方が対象)

こちらは福祉相談窓口です!

心配ごと相談所

毎週木曜日 13時~16時

家庭問題や福祉問題等生活全般に関わる悩みごと、また、どこに相談に行ったらいいのか分からない等あらゆる心配ごとの相談窓口です。相談には、心配ごと相談所常勤相談員と、民生委員・児童委員2人の計3人で対応します。

認知症(痴呆)相談室

毎週木曜日 10時~16時

認知症の方を介護されている方々への介護上の悩みごとなどの相談窓口です。主に介護経験のあるボランティアが相談員として、適切な介護方法などアドバイスします。

●毎月第2水曜日13時30分~
専門医参加による「家族相談会」も併せて実施しています

市役所・市民相談課相談室
(電話相談はお受けしていません)
お問い合わせ: ☎(0798) 23・1143
(受付は15時30分まで・予約は不要)

福祉会館4階(津門川町2の28)
地域福祉課 相談室
☎(0798) 23・1143

~総合福祉センターからのお知らせ~

西宮市総合福祉センター条例及び同施行規則の改正に伴い、平成18年4月1日以降の使用について下記の通り変更になります。

- 1. 集会施設・体育施設の使用時間を
午前: 9時~12時 午後: 13時~17時 夜間: 17時30分~21時に延長します。
2. 体育施設の冬期(11月~3月)の使用時間帯が、夏期(4月~10月)の使用時間帯と同様になり、午前、夜間ともご利用いただける時間帯が増えます。
3. 市外の方の体育施設個人使用、もしくは市外の団体の専用使用(集会施設・体育室)は、障害のある方も含めて有料になります。

お問い合わせ: 総合福祉センター
〒662-0913 西宮市染殿町8の17 ☎(0798) 33・5501 / FAX 35・1132